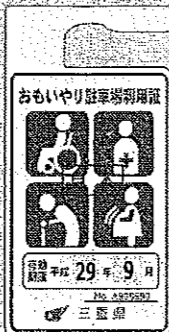


三重県からのお知らせ 〈広報みえNo.475〉

三重県戦略企画部広聴広報課

P おもいやり駐車場

「おもいやり駐車場」とは、この制度に協力いただいた施設(例：公共施設、商業施設、病院、金融機関等)に設置されている「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場のことです。



「おもいやり駐車場」の例と利用方法
 ほかの人からも分かるように、利用証を車内のルームミラー等に掲示して、駐車場をご利用ください。



「おもいやり駐車場」の例



P 利用証交付対象者

歩行が困難な方で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や、要介護高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、区分ごとに等級等の要件を満たしている方が対象となります。詳しくはホームページでご確認ください。

～本当に必要な方が利用できるように～

三重おもいやり 駐車場利用証制度

10月1日 スタート

身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。



P 皆さんへのお願い

この制度が成り立つためには、県民の皆さん一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるよう、ご協力をお願いします。

- ◆県民の皆さんへ
「おもいやり駐車場」を利用しなくてもよい方は、駐車をご遠慮ください。
- ◆事業者の皆さんへ
「おもいやり駐車場」の確保に、ご協力をお願いします。
- ◆利用証をお持ちになる皆さんへ
駐車場には限りがあります。体調のよい場合などは、車いすを使う方におゆずりください。

P 申請方法



県庁、県北勢福祉事務所、県保健福祉事務所、県障害者相談支援センター、お住まいの市役所・町役場の申請窓口で申請できます。
 申請の際には、交付申請書の提出と確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳、医師の証明書等)の提示等が必要となります。
 申請窓口、申請に必要な書類等はホームページでご確認ください。

健康福祉部 健康福祉総務課
 059-224-3349
 FAX 059-224-2275 E-mail: ud@pref.mie.jp
 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/pref/omoiyari-p/

H24
9/30
朝日

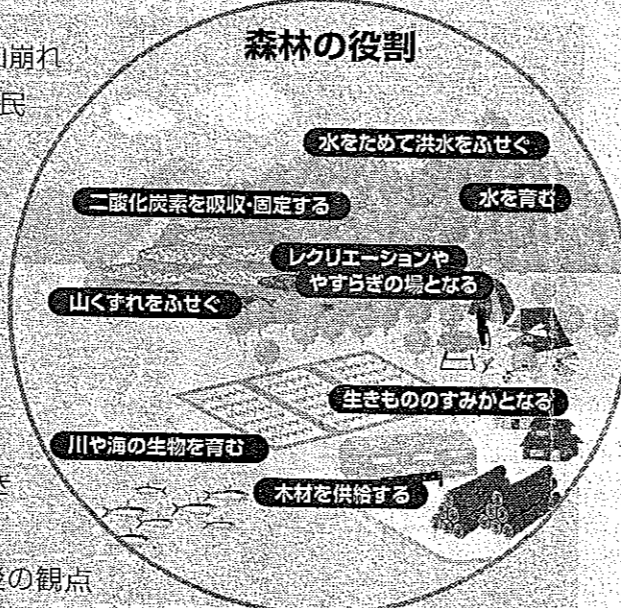
問い合わせ先

災害に強い森林の実現をめざし、 「森林づくりのための税」の導入を ^{H25} ^{1/30} ^{中日} 検討しています。

森林には、木材の供給や二酸化炭素の吸収のほか、水を貯え、山崩れや洪水を防止するなどのさまざまな機能があり、その恩恵は広く県民の皆さんが享受しています。これまで森林は、森林所有者や山間地に住む人々によって守られてきましたが、過疎化や高齢化、林業の低迷等により、手入れ不足の荒廃森林が増加しています。

また、台風の大型化や集中豪雨の発生数の増加など、近年、自然災害の発生リスクが高まっています。平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、山崩れに伴って土砂とともに流木が大量に発生し、橋の流失や道路崩壊、住宅の浸水被害などにつながりました。山崩れの影響は、山間部にどどまらず下流域まで巻き込んで広がってきているといえます。

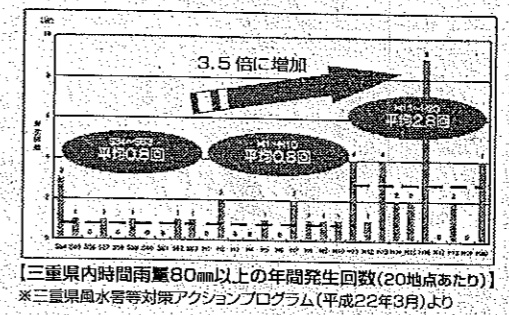
このようなことから、これまでの取り組みに加え、防災・減災の観点から、災害に強い森林づくりを重点的かつ緊急に進めていく必要があるため、社会全体で森林を支える新たな仕組みとして「森林づくりのための税」の導入を検討しており、平成26年4月からスタートさせたいと考えています。



近年の異常気象と災害の発生状況

県内における時間雨量80mm以上の集中豪雨の発生回数は、30年前と比べて3.5倍に増加しています。

近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害で孤野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が大きな被害を受けました。



手入れ不足の森林

長引く林業の低迷により、手入れ不足の森林が増加しています。身近に存在する里山も、日々の暮らしと疎遠になって、ヤブ化や放置された竹林の拡大が目立つようになってきました。



納めていただいた税は このようなことに使います

- 山崩れや洪水など災害発生時のリスクを軽減する新たな森林整備を進める取り組みや、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための取り組みを行います。**
- 土砂や流木を出さない森林づくり**
堆積土砂や流木の除去、伐採木等不要木の除去と木質燃料への有効利用など
- 暮らしに身近な森林づくり**
里山・竹林の再生など
- 森を育むづくり**
森林環境教育の促進、小中学校の机・イス・教室内装の木質化など
- 木の薫る空間づくり**
公共建物等の木造・木質化、木質燃料ボイラーの導入など
- 地域の身近な水や緑の環境づくり**
源流流木等の除去活動支援、水や緑を守る住民活動支援、緑と潤いの空間づくりなど

新しい税のしくみは こう考えています

課税方法	納める人
県民税均等割に上乗せする方法	県民税均等割を納めている方
税額	
個人：年額1千円(現行の均等割1千円に1千円を上乗せ)	
法人：年額2千円～8万円(現行の均等割の10%相当額を上乗せ)	
見直し期間	
おおむね5年ごと	

問い合わせ先 税の使いみちに関する事…三重県農林水産部みどり共生推進課 TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070
税のしくみに関する事…三重県総務部税務・債権管理課 TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321